

2024年（令和6年）10月吉日

各位

近畿弁護士会連合会
理事長 松原 敏 美
同 憲法問題連絡協議会
座 長 西 晃

第33回 近畿弁護士会連合会人権擁護大会シンポジウム（第一分科会）

SNS空間における表現の自由と 人格権等の対抗利益との調整を巡る諸問題

日 時：2024年（令和6年）11月22日（金）9：30～12：30

開催形式：[会場] 和歌山城ホール 大会議室 [WEB] Zoomウェビナーによる配信

※完全事前申込制

事前にお申込みいただけていない場合は、シンポジウムにご参加いただけません。

また、定員（裏面を参照）に達し次第、申込を締め切らせていただきます。

申込方法：裏面をご確認ください。

プログラム：第1部 基調報告 由良 登信（弁護士／和歌山弁護士会）

第2部 パネルディスカッション

[パネリスト] 神田 知宏（弁護士/第二東京弁護士会）

曾我部 真裕（教授/京都大学法学部）

[コーディネーター] 吉原 秀（弁護士／大阪弁護士会）

【申込方法】 会場参加、WEB参加いずれの場合も下記URLまたは、QRコードより事前にお申し込みください。

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/1122kenpou/z5CrnLjuAr/>



SNS上の言論空間が広く市民社会の中に浸透し、これを利用する誰もが即時かつ容易に（多くの場合）匿名性を保持しながら自己の見解を表明することが可能になり、この点で思想の自由市場は一気に加速し、また拡大したといえます。他方で、その言論過程において攻撃的ヘイト言論・差別言論・フェイク言論など他者の人格的利益を大きく毀損する場面があることも周知のとおりです。

まさに思想の自由市場の保護という表現の自由の中核的な価値と、言論によって毀損されることがある個別具体的な利益との調整について大きな揺らぎが生じており、令和を迎えた現代は、いわば表現の自由論の転換点に差し掛かりつつあります。

そのような中、今一度、表現の自由の価値を再考し、現代の情勢を踏まえ、如何に他者の利益との調整を図るべきなのか、海外の事例をも踏まえながら学び、議論の深化を目指したいと思います。

▶ 本シンポジウムに関するお問い合わせ先

近畿弁護士会連合会憲法問題連絡協議会担当事務局 TEL :06-6364-1681

第一分科会 開催要領

- 【定員】 会場：50名 WEB：450名
※ いずれも申込先着順・定員に達し次第受付を終了いたします。
- 【参加費】 無料
※ 会場参加される方で資料（印刷物）をご購入の方は、資料代1,000円（税込み）をご準備ください。なお、資料データは無料で申込時に入力いただいたメールアドレス宛に送信いたします。
- 【申込方法】 会場参加、WEB参加いずれの場合も下記URLまたは、QRコードより事前にお申し込みください。
<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/1122kenpou/z5CrnLjuAr/>



【申込締切】 2024年（令和6年）11月8日（金）

WEBからご参加される方へ

- 申込締め切り（11月8日）後、当日までの間にzoomから登録完了メールが届きます。
- zoomからの登録完了メールに記載されているリンクまたはパスワードから、当日はご参加ください。
- 報告書データ及び当日配布資料は、お申込み時のメールアドレスに、前日までにお送りいたします。予め資料をダウンロードのうえ、当日はご参加ください。
- zoomからの登録完了メールに記載されているURLは、申込み者ごとに異なります。転送や公開はお控えください。
- シンポジウムの録画・録音は禁止とさせていただきます。
- 通信の不具合について主催者は責任を負わず、サポート対応等も行いかねますので予めご了承ください。zoomの操作方法等は、zoom公式サイトをご参考ください。

手話通訳・文字通訳について

手話通訳または文字通訳をご希望の方は、**10月31日（木）まで**にお申込みを完了してください。なお、手話通訳の実施は会場のみとなります。

一時保育について

一時保育をご希望の方は、**10月31日（木）まで**にお申込みを完了してください。申込み多数の場合はお断りする場合がございますのでご了承ください。

【実施日時】 11月22日（金）9時15分～

【費用】 無料 【対象】 首がすわっている乳児～就学前のお子様

和歌山城ホールへのアクセス

◇JR和歌山駅2番バスのりばより県庁・和歌浦口・新和歌浦・医大病院・マリーナ・海南駅前
ゆきに乗車、和歌山城前で下車

◇南海和歌山市駅1番バスのりばよりJR和歌山駅・医大病院・マリーナシティ・紀三井寺医
大ゆきに乗車、和歌山城前で下車

《パネリスト紹介》

神田 知宏 （弁護士/第二東京弁護士会）

… 一橋大学法学部卒業。プログラマ、ITベンチャー起業を経て、2007年弁護士・弁理士登録。インターネット関係仮処分は事件番号（ヨ号）で1400件以上、2022年10月施行の発信者情報開示命令事件（発チ）は380件以上を担当（2024/10現在）。代表著書は『第2版 インターネット削除請求・発信者情報開示請求の実務と書式』（日本加除出版、2023年）。

曾我部 真裕 （教授/京都大学大学院法学研究科）

… 1974年生まれ。京都大学大学院法学研究科教授（憲法・情報法）。京都大学法学部、同大学院法学研究科修士課程、博士課程（中退）、京都大学大学院法学研究科講師、准教授を経て2013年から現職。放送倫理・番組向上機構（BPO）放送人権委員会委員長、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）代表理事、情報法制研究所（JILIS）副理事長など。著編著に『情報法概説（第2版）』（共著、弘文堂）、『憲法I 総論・統治（第2版）』『憲法II 人権（第2版）』（共著、日本評論社）など。